

# 新クリーンセンター建設事業特別委員会

平成25年3月21日

葛城市議会

## 新クリーンセンター建設事業特別委員会

1. 開会及び閉会 平成25年 3月21日 (木) 午前 9時30分 開会  
午前10時28分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 川 西 茂 一  
副委員長 春 木 孝 祐  
委 員 岡 本 吉 司  
" 吉 村 優 子  
" 赤 井 佐太郎  
" 寺 田 惣 一  
" 下 村 正 樹  
" 西 川 弥三郎  
" 南 要

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 員 中 川 佳 三  
" 阿 古 和 彦  
" 白 石 栄 一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 山 下 和 弥  
副 市 長 杉 岡 富美雄  
市民生活部長 生 野 吉 秀  
新炉建設準備室長  
芳 野 隆 一  
" 補佐 巽 重 人

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺 田 馨  
書 記 西 川 育 子  
" 西 川 雅 大

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第8号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について

調 査 案 件（所管事項の調査）

（1）進捗状況の報告について

（2）その他

開 会 午前9時30分

**川西委員長** それでは、ただいま出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより新クリーンセンター建設事業特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。また一遍に冬になったような気候で大変なときに、公私ともにお忙しい中、委員の皆様におかれましては全員のご出席をいただきましてありがとうございます。また、市長はじめ行政側の皆様もご苦労さまでございます。どうぞよろしく願いいたします。

ご案内でも差し上げておりましたが、今回は一般会計補正予算の関係部分についてと、それと2月14日、委員会でいろいろと議論いただきました消費税の件につきまして、また県に皆様のご協力をいただいて意見書を持って上がりました。県との話し合いも行政によって行われておりますので、その説明と、また今までの進捗状況等についてご説明をさせていただきたい、このように思いますのでよろしくお願い申し上げます。どうか皆様のご協力をいただきまして、本日の委員会、スムーズにいきますことを重ねてお願いを申し上げます。

まず、委員外議員がおりますのでご紹介しておきます。中川議員、阿古議員、白石議員の3名でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、一般の傍聴の申し出が2名あります。

お諮りいたしたいと思っております。この傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川西委員長** ご異議なしと認めます。

(傍聴人入室)

**川西委員長** なお、発言される場合は、必ず挙手をしていただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されますようお願いを申し上げます。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえていただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。議第8号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決についてを議題といたします。なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

生野部長。

**生野市民生活部長** おはようございます。市民生活部の生野でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となっております議第8号、平成24年度葛城市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億4,913万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ167億6,262万9,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の11ページをお願いいたします。13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、これにつきまして、地域循環型社会形成推進交付金を1億2,416万2,000円減額するものでございます。これについてご説明を初めに申し上げます。この事業につきましては、補助率3分の1といたしまして、平成21年度より実施している事業でございます。なお、今までの過去の交付金の受入額をご説明いたしたいと思います。平成21年度にスタートいたしまして、補助対象事業費792万8,000円に対しまして、交付金の受け入れが264万2,000円、これにつきまして、補助率3分の1でございましたので33.3%の交付金を受け入れたいしております。平成22年度に関しましては、対象事業費3,408万4,000円に対しまして3,408万3,000円で、約100%の交付金として受け入れを行っております。

続きまして、平成22年度の繰り越しの分でございます。2,524万3,000円に対しまして、2,521万4,000円の交付金を受け入れております。99.9%の受入率でございます。次に、平成23年度におきましては、2億5,582万9,000円に対しまして、交付金の受け入れが2億4,825万6,000円、率といたしまして97%でございます。

次に、平成23年度の繰越分でございます。補助対象事業費1,348万円に対しまして、交付金の受け入れはゼロでございます。今回補正をお願いいたしております平成24年度に関しましては、補助対象事業費1億3,090万円、これに基づきます交付金の内示額でございます。これにつきまして1億1,789万9,000円、率といたしまして90.1%でございます。この4年間にいたしました事業につきましては、補助対象事業費といたしまして4億6,746万4,000円、交付金の受入済額につきましては4億2,809万4,000円で、91.57%を受け入れております。何分補助率が3分の1でございますので、あと事業費といたしまして8億1,681万8,000円が未消化となっておりますので、これにつきましては平成25年度で実施する予定をいたしております。

なお、今回補助金の受け入れの減額となります大きな理由につきましては、2月に契約議決いただきました今年度分の事業の執行費5億7,100万円が未執行となっておりますので、今回減額させていただきます1億2,416万2,000円を減額しないでおきますと、補助対象事業費が100%を超えますので、そういう理由におきまして、今回減額補正をお願いしているところでございます。なお1億3,090万円の執行の主なものといたしましては、工事請負といたしまして、1億2,953万8,000円を執行いたしております。なお残りにつきましては、事務費等でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

**川西委員長** ありがとうございます。それでは、ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、説明をいただきました。今の説明ですと、補助率が3分の1ということになるわけやけれども、これはいわゆる補助交付金としてもらい過ぎているのか。いわゆる歳入が増え

てきておるといふことやねんけども、これは普通の通常の補助事業ではなしに、いわゆる全体の事業に対して3分の1を掛けてくる。そやから、5年間のうちでそんだけ消化したい。そやから、入が多くなってきて、出が少なかって最終的に合うたらええ。こういう補助金の仕組みになっておると。

ということは、今、既に91.5%ですか、入っておると。ということは、3倍入っているわけですな。それからいって、実際にこの事業として、まあ、それは執行できると思うけれども、その辺の計画をきちっと立てないと、途中で事業の中で、清算はうまいことできると思うわけやけれども、その辺はどうですか。この割り振りを、数字上割り振れると思うているわけやけど、なかなか私もピンとこないと思うし、その辺の先の計画というのか、そこらをちょっとわかりやすく説明してほしい。

**川西委員長** 生野部長。

**生野市民生活部長** ただいまの岡本委員のご質問でございます。これにつきましては、本来補助事業と申しますのは、補助率に対しまして交付申請を行いまして、その交付申請額に対して補助率2分の1とか55%とかいろいろ種々あるわけでございますが、それに基づいて交付決定がなされて補助金が入ってくるというのが本来の建前でございまして、この交付金に関しましては、まちづくり交付金事業でもありましたように、5カ年事業でしたら5カ年の中で、その全体事業費の補助の割り振りがきておると。今現在、この地域循環型に関しましても、5カ年事業として事業費の受け入れを行なっているわけですが、何分過大な交付金の受け入れがございまして。

その中で、私、先ほど申しました今現在の受入額に対しまして、8億1,681万8,000円が未消化となっておりますわけでございます。この中で、新炉の本体工事につきまして契約議決いただいております分につきまして、平成24年度については、先ほど申しましたように5億7,100万円。これにつきましては、当然自然公園法の許可後について着手いたすわけございまして、その中で平成24年度分を通次繰り越しさせていただいているわけですので、その分の消化と。そして、平成25年度分に関しましては、年次割として28億2,720万円あるわけございまして、当然執行いたしますと、次は交付金の受け入れが足らなくなるということですので、平成25年度中にその執行分に対する交付金の追加の申請を行なって、交付金を受け入れるということになろうかと思っております。

当然岡本委員ご指摘のように、最終的に補助対象事業費と交付金の受入額が合うのかということでございます。これに関しましては、当然その事業年次が終わる段階で全て清算した中で、当然交付金の3分の1相当分の事業を執行するということになりますので、とりあえずこの平成21年から5カ年事業でございますので、平成25年度で一たん清算をするわけございまして、その中で今後、工事の進捗等を見ながら、当然まだ道路工事等も残っておりますので、その中で執行状況を見ながら、足りない交付金に関しましては平成25年度に追加要望をして、最終的に5カ年分を一たん終わるわけですので、3分の1の受入額の相当分の補助対象事業を執行するということでございます。

何分この事業に関しましては、平成26年度までの事業でございますので、事業計画等を再度策定いたしまして、平成26年度分に関しましては交付金の申請をしていくということでございます。以上でございます。

**川西委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 詳細に説明していただいたのでございますけれども、以前市長の方で、補助金減額になったと、東日本大震災の関係で補助金が流れてこないとかいう話があったと思いますけれども、そういうことではなしに、いわゆる5カ年でそれだけの補助金をもらったらええと、こういう解釈でええわけですね。それと今おっしゃるように5カ年事業ですので、一応平成26年度で完了するというにはなっておるわけやけど、炉の事業については一応平成26年度で完了できるであろうというふうに思いますけれども。それで全て完了というのは難しいのかなと思うわけやけども、それは平成25年度中に新たに次の計画を立てて補助申請していくと、そういうことでええわけですね。はい、わかりました。

**川西委員長** ほかにございませんか。どうぞ、岡本委員。

**岡本委員** その中でね、今、ことしの平成24年度で、いわゆる事業費としては7億2,797万4,000円、これは補正もないと思うんですが、おのおのの大きな金額で、例えば役務費の130万8,000円で、これは土地の鑑定手数料、例えば130万円組んでいるわけですがけれども、この分については未執行。現在では未執行という解釈でええわけですね。例えばその関係。それから、委託料の関係ですがけれども、クリーンセンターの施工管理、この分についても入札されたのか、終わったのかどうかわからんけれども、これも当然差金が出てくる。あるいは工事請負費、6億9,100万円あるわけやけど、ここでもちろん新炉でそのうちの3億4,100万円を、予算上ですがけれども充てていると。そのようなことからしていきますと、いわゆる不用額がかなり出るのではないかなというふうに思うんで、きちっとでなくても結構ですがけれども、例えば役務費で、今言いましたように鑑定したんやらしてないんやら、それはそれでええと思えますけれども、そこらの執行状況をちょっと教えていただきたいと思えます。

**川西委員長** 芳野室長。

**芳野新炉建設準備室長** 新炉建設準備室の芳野でございます。今の岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

土地の鑑定手数料につきましては、当初予算130万円に対しまして、現在のところまだ未執行でございまして、当初年度末まで出てくる可能性もありましたので残しておりましたけれども、現在のところ執行残になる予定でございます。

工事請負費につきましては、先ほどの部長の答弁にもありましたように、道路の工事は約1億3,000万円消化いたしておりまして、残り5億5,000万円ほどの残になるんですけれども、これは通次繰り越しでさせていただきます本体の分でございます。施工管理に関しましては、また後ほど進捗状況を報告させていただくんですけれども、当初の本体の契約は2月14日の契約となりまして、その後に施工管理の発注の公告をいたしまして、年度変わった当初、4月当初に入札の予定をいたしておりますが、現在のところ、その分も継続繰り越しになる予

定でございます。以上でございます。

**川西委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 継続繰り越しということになるわけやけれども、例えば委託料の施工管理3,000万円見ているわけやけど、実際3,000万円は繰り越しせえへん、継続の方に回っていかんわけやな。それとか、ここで立木補償も入っているわけやんか。そこらの部分については、執行できるならできるとしてそれでええと思えますけれども、私、何でこういうことを聞くかいうと、ある程度その計画を立ててね、予算が立てられているわけですけども、どこの課も一緒やと思うけれども、やはりある程度予算を立てて予算要求した中で、やはりその予算の消化に向けて一生懸命やっていかないと、それはいろいろ事情あると思えますよ。その辺を気をつけていただいたらなというふうに思います。我々としてもこう1年間、こう1年やっていきますということで教えていただいて、予算も見させていただいてね、努力願っていることはよくわかるわけやけども、その点だけ、まあ平成25年度、これから審査も入っていくわけですのでね、そこらをきちっとやっていただければ結構かと思えますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思えます。

**川西委員長** ありがとうございます。今、岡本委員から貴重なご意見をいただいております。しっかりと執行の方のことも考えていただきまして、計画もたてていただいてつなげたいと思えますのでよろしく願います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**川西委員長** では、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川西委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川西委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第8号の関係部分は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

次に、所管事項の調査についてであります。

(1) 進捗状況の報告についてを議題といたします。このことについて、理事者側から説明をお願いいたします。

生野部長。

**生野市民生活部長** 2月14日の特別委員会以降の進捗状況についてご説明申し上げます。

2月14日の委員会の際に、消費税等のご質問をいただきまして、それにつきましては詳しく調べてご報告いたすということに相成ったと思えます。その中で、お手元の方に消費税



に関する資料を配付させていただいております。ご承知のように消費税につきましては、平成26年4月1日から、税率が現状の5%から8%に引き上げられます。さらに平成27年10月1日からは10%に引き上げられます。しかし、新クリーンセンター建設整備工事も含め、工事や制度に係る請負契約に関する経過措置といたしまして、過去に消費税率が3%から5%に引き上げられたときと同様に、経過措置が講じられることとなります。

まず、消費税率が8%に引き上げられる平成26年4月1日の6か月前の前日の平成25年9月30日までの間に契約が締結され、その契約に基づいて、平成26年4月1日以降に完成引き渡しが行われる場合には、改正前の税率5%が適用されます。また、平成27年10月1日からは消費税率が10%に引き上げられるわけございまして、平成27年10月1日の6か月前の前日の平成27年3月31日までの間に請負契約を締結し、完成引き渡しが平成27年10月1日以降になる場合には、税率が8%が適用されるわけであります。

この新クリーンセンター建設工事の場合につきましては、平成25年9月30日までの契約となるため、完成引き渡しが税率引き上げ以降であっても、改正前の税率5%が適用されることとなります。また、受注先の株式会社川崎技研につきましては、税法にのっとり処理いたしますが、消費税は預かり税という趣旨から、特に問題はないとのことございまして。

続きまして、県との協議について簡単にご説明申し上げます。2月14日に契約議決いただきまして、その後、県の方と自然公園法の許可申請に関しまして、県くらし創造部長を筆頭に、関係職員と協議を行なっておるわけございまして、以前から申し上げてまいりましたように、6月を自然公園法の許可の本申請をめどといたしまして、プラントメーカーの川崎技研と自然公園法にのっとり、必要最小限の拡大規模にとどまるよう設計協議を行なっておるところでございます。それがまとまり次第、今、県の方も県議会が開催されておりますし、市の方も市議会の最中でございますので、双方終わり次第、4回目の県協議を行なってまいりたいと思っております。当然その協議内容につきましては、今後また特別委員会等でご報告を申し上げたいというように考えております。

次に、今現在、本体工事の設計や工事の施工管理の委託業務であります。これにつきましては、2月18日に入札公告を行いました。数社問い合わせ等がございましたが、この総合評価落札方式で2社の応募がありまして、現在技術提案の審査を行なっておる次第でございます。なお、この入札につきましては、4月5日の予定をいたしております。

以上、簡単でございますが、前回の特別委員会後の進捗状況等でございます。以上でございます。

**川西委員長** ありがとうございます。何かご質問等ございませんか。

赤井委員。

**赤井委員** 報告いただきました件ですけれども、契約は一応今、平成25年度のこの契約ですね。契約されたことに対して、新たな契約ということはまずないということよろしいですか。この平成26年度以降の新しい契約はないということよろしいですか。

**川西委員長** 生野部長。

**生野市民生活部長** 一応この本体工事につきましては、性能発注ということでございまして、そういう中で契約をいたしておるわけでございますが、当然変更契約は今の段階ではないという解釈をいたしておるわけでございますが、状況によりまして、今後変更が生じる場合が、今の段階でないという思いをしているわけでございますが、やはりこういう大きな事業でございますので、今後契約変更がある場合が、まあ、表現の仕方があれですねけれども、ある場合があるかもわかりませんので、今この場で絶対はないということはちょっと言い切れなと思いますので、その辺ご理解をいただけたらと思います。

**川西委員長 赤井委員。**

**赤井委員** 一応その辺の話し合いをきちっとしておいてもらわんと、結局やっぱりこの方がよかったですということになった場合も含めてね、やっぱり今の5%の契約で引き続いてやってもらえるかどうかの確認をね、やっぱりやっておいていただきたい。その辺をもうちょっとはっきりしておかんと、やっぱり何でもやるときには、これで最高やと思ってやっても、ああ、こないしたらよかったなというのが出てくるんですよ。そういう場合にどうなるのかということをね、それもやっぱり含んでもらえるのかどうかという確認のお願いをしたいと。

**川西委員長** 赤井委員がおっしゃっているように、追加工事がもしあったときにはどうなるかということをおっしゃっているわけやから、追加工事があった場合は、そのときの消費税によるということですね。

生野部長。

**生野市民生活部長** 先ほど消費税のご説明申し上げましたように、今現在、先ほど言いましたように平成25年9月30日までの分につきましては、従前のおりということでございますけれども、それ以後に追加等が出た場合につきましては、そのときの8%なり10%の消費税になるということでございます。なお、先ほどちょっと申し遅れたんですけども、当然今、自然公園法に基づきまして県の方と協議をいたしておるわけでございます。その中で、当然自然公園法の許認可がなければ工事の着手もないということでございますので、その中でいろんな協議の中で、設計等の協議をこれから行なっていくわけでございます。それで変更等が生じる場合もあろうかと思えます。なお減額になる場合もあるでしょうし、追加契約になるかもわからないということでございますので、そういう事象が発生する前に、委員会等でご説明を申し上げまして、ご理解を得た中で先に進んでいきたいと思えますので、今の時点ではご理解いただきたいと思えます。よろしくお願いします。

**川西委員長** よろしいですか。

**赤井委員** はい。

**川西委員長** ほかにございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、赤井委員さんいろいろご心配をして話をしていただいたと思うわけですけども、極端に言うたら、今現在の45億1,080万円ですか、契約するわけやけど、その金額の中の変動については一切関係ないと。今言うてはるのは、その45億円から増えた金額に対して、そ

の消費税が発生すると、こういうことでええわけですね。

それと今、プロポーザルやなしに総合評価で公募をかけていると。今2社来ているというわけやけど、その中のいわゆる入札の条件として、2社以上というふうになっているわけかいな、今も。そうやってきたら、前にも2社以上になって、最終1社しか来ん。どうしても随契しかできへんと、こうなっているわけやから、その2社を入札までにうまいことできるようないろんな情報収集をして、入札の日になってから1社しかあきまへんねんということのなんらんようにだけ、ひとつお願いをしたい。そうせんと、また随契となってきたら、やっぱり感触としてええように感じへんわけやんか。立派なことをやっておったかて、何や、随契かいなど、こうなるわけやから、細かいこと言うて悪いけれども、できるだけ2社で入札できるようないろんな努力をしていただきたい。それだけをお願いしておきます。

**川西委員長** ほかにございませんか。

西川委員。

**西川委員** この前、業者の方来られて、説明を受けたときに、2、3の議員さんからこういうふうなことを考えられへんかと、こういうふうにできへんかと、まあ、ストッカーのところとかいろいろ議員さんから意見が出たと思うんやけれども、そのところの処理というか、議員の意見をちゃんと伝えて、それをやっぱり前向きに、やっぱり心配して言うてはるやつを、その処理ができたのかどうか。そこらが向こうに伝わって、そういうふうな形に検討してもらってるのかどうかね。

**川西委員長** 生野部長。

**生野市民生活部長** 今現在の状況でございます。議員の皆様方にご説明申し上げた中で、貴重な意見もいただいております。その中で、今現在につきましては、自然公園法に基づく許認可に向けて作業をいたしておるわけでございますが、その中で、自然公園法に関する許認可のめどがついた時点で本申請を行う予定をいたしておるわけでございますが、そのときに、いろいろな種々意見をいただいたものにつきまして、踏まえて、設計の中に組み込んでいくと。当然今現在も、あの時点でいただいた意見につきましては、業者といたしましても念頭に入れ、頭の中に入れながら設計をいたしていくということは理解をさせておりますので、今の段階では、当然貴重なご意見は、設計の中に組み込んでいくと。その中で、当然以前から申し上げていますように、自然公園法の本申請をする前に、皆様方にその説明を申し上げてから、自然公園法の申請をいたしたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

**川西委員長** 西川委員。

**西川委員** 自然公園法とかそんな話はええんやけど、具体的に煙突の煙、見えんようにするのにちゃんとしてくれるのかという意見が出たわけやんか。あれは水蒸気やさかいどうやこうやと言うてるけど。そこのところが金かかるいうさかいに、そこのところをちゃんとしてくれたんかというのと、休みのときのストッカーのときのためのいうてたな、それをちゃんとできたのかということ。自然公園法の関係あらへん、そんなん煙突低くせいとか何せいとか

言うてないんやから。そこのところちゃんとできてあるのかというのを聞いただけ。その大きなやつはそこやと思うんやけどな。このお金にかかわってくるから。それをちゃんと言うてくれてはるのかと。

**川西委員長** チェックをする場所とか、またにおいの問題、この辺のところの意見も出てましたね。生野部長。

**生野市民生活部長** 当然ご指摘があった件でございます。その中で、今現在一番大きな問題につきまして、自然公園法の中で面積、建築面積が今一番議論になっておるわけでございます、必要最小限の面積の拡大ということであります。その中で、県に認めてもらえる面積の中で、今ご指摘のようにピットの関係とかプラットフォームの関係等につきましてもあわせて協議を行なっているわけでございます、煙突に関しましても、当然自然公園法にのっとった形で煙突の高さも今後、今現在、設計上37メートルの煙突を計画いたしておるわけでございますが、それにつきましても今後県との協議の中で、煙突が幾分か下がっていく。一応業者との関係上、今37メートルを協議の中で下げられて、一応35メートルという中で今協議を行なっております。そしてプラットフォームにつきましても、本体の部分を県の方に申請すべく協議を行なっておりますので、当然その中で最終的な面積を確定していくことになろうかと思っております。

当然ご指摘の部分につきましては大変大事なことでございますので、今後本設計に関しましては十分設計に組み入れていきたいというように思っておりますので、今の現段階では最終的な面積も決まっておりませんので、今後最終的に設計等ができ上がった時点で、皆様方にご説明を申し上げて、ご理解を得ながら本設計に入りたいというように思っておりますので、今の現段階で面積等が確実に決まっておりませんので、西川委員ご指摘の件は重々わかっておるわけでございますが、それにつきましても本申請の段階で議論をしていただけたらと思っておりますので、今の段階ではご理解を賜りたいと思っております。

**川西委員長** よろしいですか。西川委員。

**西川委員** それはご理解は、ご理解せいいうんやったらご理解するけれども、要は煙のように、あれは煙ちゃうけど、水蒸気やけども、なんや湿度がどうやとか温度とかいうてたら、それをしよう思うたらちょっとお金かけたらできるようなことをメーカーが言うてたんやったら、それを伝えておいてほしいというのと、今言うてるように、面積をしよう思うたらそういうようなことが検討の協議であんねんやろうけれども、そういうことがこの前の協議会でやったときにそういう意見が出てあったので、そこを踏まえてみんなそうした方がええと思うてるんやったらそっちの方をちゃんと進めるんやったら、進める方向でやっていただきたいということです。

**川西委員長** ぜひひとつ今のご意見、慎重に検討してください。お願いします。何度も委員会開いたらいいと思いますので、その都度知らせていただきたいと思っております。お願いします。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**川西委員長** そうしたら、3月4日に議長と、また奈本県会議員と私と3人で、皆さんからご署名いただきました意見書を県の方に届けてまいりました。その後の状況等はまだ今のところ日にちがたっておりませんが、何か変化はなかったですか。

生野部長。

**生野市民生活部長** 先ほど、進捗の中で少し触れさせていただいたわけですが、3月4日に議長、委員長、いろいろお世話かけまして、県の方に皆様方の意見書を提出していただきました。その当日に一応契約が終わって、第1回目の打ち合わせをしたわけですが、その中で、やはり県の方も、先ほど来申し上げていますように、必要最小限という中での自然公園法の許可に対する申請書ということでございますので、今現在プラントメーカーの川崎技研に再度設計等の中で、當麻クリーンセンターを1として、今後の新クリーンセンターは1.何になるかというところの詳細な、今協議を行っております。

その中で、今月末ぐらいに素案が川崎技研の方から出てまいります。その中で今現在、県も県議会の開会中でございますし、葛城市におきましても市議会の開会中でございますので、それが終わり次第、また県の方と日程調整をいたしまして、4月の早い時期に4回目の協議を行なって、あくまでも目標として6月ですけれども、早ければ早いほど本体に早く進めますので、その辺を県の方と4回目の協議を行なって進んでいきたいというように思っております。

先ほど来申し上げていますように、基本を當麻クリーンセンターの総面積を1ということは、当然面積的には今現在の面積というのがございますので、それに関して當麻クリーンセンターが20トン炉でしたので、今うちが計画いたしておりますのが25トン炉、2基の50トンですので、その面積の対照表を県の方に示しまして、今後進んでいくということでございます。なお、その結果に関しましても、委員会等に報告する時点で、委員長にお願いをさせていただいて、また委員会を開会していただきまして、その経過なりをご説明を申し上げることができたらというように、今現在は思っております。以上です。

**川西委員長** 先日提出してきました、この新クリーンセンター建設事業の早期実現を求める意見書というのを、全議員さんがご理解をいただいて、17名の方全員がご署名いただいて、知事に提出したということです。早期に実現をするべきだという皆さんのご意見、これはあくまでも市民の皆さんの代表の方がご理解いただいたということになりますので、早期に実現をしていきたいと思っております。

市長、この件について何かご見解はございませんか。

はい、市長。

**山下市長** 今、部長が申し上げましたとおり、県と協議をいたしております。私の方も知事の方をお願いを申し上げながら、自然公園の中で事業を進めるということの許可、許認可に関しましては、知事の専権事項でございますので、知事にこの事業の趣旨等を十分に理解をしていただけるように、私の方も何度か接触をさせていただいてご説明をさせていただいております。適切なるご決定をいただけるように、行政の長として知事の方にはしっかりと説明責任を

果たしていきながら、早期に許可をいただけるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

**川西委員長** ありがとうございます。よろしく申し上げます。

ほかにございませんか、何か。

下村委員。

**下村委員** ちょっと今の説明でちょっと聞いておきたいんですけども、ご苦労いただいて、県の方に意見書を持っていただいたと。そういう最近ですけどもね、3月4日ですか。知事の方はそれを、意見書をとっていただいたということですね。県の方の担当部で、今設計していただいた分をこれから審議というか、審査という形になると思うんですけども、当初、今現存しているクリーンセンターよりも、面積はある程度広くなるわけですね。ということは、自然公園法に絡んできて、おそらく許可は出るとは思うんですけども、もしも、もしもですよ、今まで既存の面積でやってもらわないとやはり困るということになってくると、川崎技研と契約を交わした分が、また再契約ということになるのと違うのかなと。規模が縮小になった場合、もしもですよ。その件、ちょっと聞いておきたいんですけども。

**川西委員長** 市長。

**山下市長** 現在知事と、また県の職員で詰めさせていただいております。当然機能としてどういうふうに認めてもらえるかということでございます。もともと平成21年から県と協議をしながら、葛城市のクリーンセンターを建設するに当たって、もともと葛城市が環境省、国の方に許可をいただいていたものを変更契約、変更契約というか事業の変更をするに当たって、場所を當麻にさせていただきたいということを申請するに当たって、県と協議をしながら進めてまいりました。当然県の方も、自然公園の中で事業を進めるということもわかった上で、環境省の方に申達をしていただいているわけでございます。

当然當麻クリーンセンターと新庄クリーンセンターを合わせた規模を持つこともわかった上で、国の方に申達をしていただいておりますので、ただそれが2倍、3倍になるというのはこれはおかしいと。どの程度の大きさになるのかというのは、これから県も住民の方から裁判を受けておられる立場ですので、どの程度が適当なのかということも自然公園法の中で解釈し得る最大の規模としてはこのぐらいだよということを、これから市と詰めていきながら見ていきたいと思いますということをやっておりますので、我々の感触としては、もともと県を通じてこの事業の進捗を図らせていただいておりますので、事業所の規模というのは若干の大小というのがあると思いますけれども、1でしなさいということはありませんというふうに思っております。当然そのあたりも、県の感触を確かめながら進めさせていただいております。

ただし万が一、これは万が一の話ですね。だめですよという話があった場合にどうしていくのかということは、また部長の方から説明をさせていただきたいと思っております。

**川西委員長** 生野部長。

**生野市民生活部長** 一応市長、説明いたしましたように、当然規模につきましては20トンから50トン炉ということで2.5倍になっております。ただ、先日も県の方で、今、下村委員おっしゃ

られたことに関しまして、ある議員の方が質問をされております。規模のことについて質問されたわけでございます。これにつきましては、県の方といたしましては回答の中で、自然公園法の許可基準は、建物の高さ、大きさ、展望の妨げにならないこと。色彩や形態が不調和でないことというような答弁をさせていただいております。規模につきましては、県の方としてはさほど議論になっていないのは事実でございます。

その中で、やはりあくまでも面積規模が一番大きな課題となっております。その中で、当然ご指摘のように、この自然公園法の許可が万が一なかった場合に関しまして、そういうことは当然あってはいけないことなんですけれども、それにつきましては、許可が取れなかったときは、一応契約を解除するような形で、川崎技研と協定書も交わしております。ただし、やはり今、自然公園法の許可申請等につきましては、契約後、動いて設計等に入っておりますので、最悪、そんなことがあってもいけませんけれども、許可が下りなかった場合については当然事業ができませんので、うちとしてもそういう協定書を交わしてなければ違約金等が発生しますので、その時点で出来高清算するというような形で、一応協定書は交わしております。以上です。

**川西委員長** 下村委員。

**下村委員** そちらの方からもあり得ないということで、まあ、あり得ないと思っているんですけれども、万が一の話もちょっと聞いておきたかったということと、先ほど契約の話があって、契約がまた変わった場合、再契約ということで、またゼロから始まるようなことになってしまうのでね、ちょっと私、心配事がありましてね、その件をちょっとはっきりと聞いておきたかったということでございます。ありがとうございます。

**川西委員長** どうぞ。副委員長。

**春木副委員長** 今、下村委員のご回答の中で、ちょっとわかりにくいところがあったんですけれども、もしも規模を、今考えている規模よりも、施設規模ですよ。面積規模を縮小しなきゃならないということになったときは、契約上は解除ということで、それまで川崎技研が使ったものについては出来高清算とすると。その後の話で、どういうふうに答えられましたですかね。もしも小さくせざるを得ないということになったときは、どうするとおっしゃいましたかね。

**川西委員長** 生野部長。

**生野市民生活部長** 当然規模的なものにつきましては、あくまでも25トンの2基という中での性能発注をいたしておりますので、当然規模につきましては50トンということでございます。ただ、当然本市といたしましても、50トン炉を建てないと消化できません。ただ、規模的なものが小さくなったときにつきましては、当然設計等も変更を行いまして、減額の変更契約の議決をいただくということになるかと思えます。

**春木副委員長** 要するに、今考えているところで、いろいろ設計変更はするけれども、そこであくまでも事業を進めると、こういう理解でいいんですか。

(「そうです」の声あり)

春木副委員長 そうですね。ちょっとそこがわかりにくい説明だったので。

川西委員長 寺田委員。

寺田委員 先ほどの下村委員さんの質問で、生野部長が答えられましたけれども、もしも、もしもの話はあってはならないということを、肝に銘じてな、いってほしい。これ、何でもかといえますと、この前委員長と一緒に意見書、部長も来られましたけれども、持っていったときに、ものすごく県の方は、担当の部長の方は一生懸命になってやってくれていますので、あとはうちの部署としっかり打ち合わせさせていただいて、頻繁に来ていただきたいという受け取り方を私はしましたし、辻本県会議員からも連絡もろうてます。しっかり打ち合わせして、頻繁に行って県との約束事を守って、まあ、面積はちっこくなるかもわからへんけれども、その中で前向いていけるようにしてほしいというのが、私のお願いですわ。

それとといいますのは、やっぱりこれはどうしてもやらないかん事業ですやんか。ここまできたら取り返しつかへん、やめたら。そやから腹くくってでんな、市民のために一生懸命やって、市長も一緒になってやってほしいと思いますわ。

それと、先ほど来から県議会の方でもいろいろと今までからぐずぐず言うてたようですけども、今回の県議会の一般の総括質問でもですな、予算の中でも一切出なかったということで、前向きにいつてくれという返事をもろうてますので、ひとつ部長の方もよろしく願いたいと思いますわ。県も一生懸命になっておりますので。

それと私、一番心配しているのは、面積がちっこうなれば、容量は50トンでちっこくならへんと思うんやけど、面積がちっこくなれば、西川委員さんさっきおっしゃったように、面積がちっこくなれば、いろいろ作業も不備をきたすということで、一番心配しとるわけですよ。といいますのは、なぜかといいますと、今、當麻20トンですか、今まであったやつは。それで新庄は40トンでっか。

(発言する者あり)

寺田委員 52トンで。合計72トンでっしゃろ。それを私、一番危惧するのは、72トンの炉を、今度50トンで回していくわけでしょう。いや、50トンの炉で回していくわけですやんか。72トンの容量のやつが、今度50トンになるのちゃうの。違うの。46トンか。

(発言する者あり)

寺田委員 56トンか、46トンかい。

(発言する者あり)

寺田委員 そうやろ。そやねん。だから、60トンか65トンぐらいになるねんて。通常の話はね。まちが大きくなっていくということで、だんだん大きくなって、ごみも増えると思いますけれども、一応は現状のままで最終的にもいくということやから、そういうことで場所も狭くなればですね、非常に作業も困難になってくるし、いろいろ問題も起こると思いますので、できるだけ県と協議していただいて、まあ、わがままな言い方になるかわかりませんが、うちの地元の言うことをお願いして、設計変更のあまりないようにやっていただきたいというのがお願いですわ。どうぞひとつ頑張ってくださいと思います。



**川西委員長** 市長。

**山下市長** いろいろと誤解をされてもいけませんので、もう一度私の方からお話をさせていただきます。我々は一切あきらめる気持ちはございませんし、この県との感触でも、好感触は得ております。ただし、自然公園法の中でやっていくということに当たって、実際に裁判を起こされているということも含めて、説明責任を果たしていただけるだけの内容で、建物を市の方も建ててもらいたいんだと、計画してもらいたいんだという県との、知事との話もあって、建物の面積をどうしていくんだということを、やっぱり慎重にはかりながら進めているというところでございます。県の方でも、おそらくいろんな議員さんが、我々のやらなければならない事業に対しての理解を深めていただいて、ご理解をいただいたから、今回の県議会でも一切質問が出なかったんだというふうに思っております。最終的に知事に許可をしていただくべく、担当の部署がしょっちゅう県と協議をさせていただきながら、1日も早く設計できるように努力をしてみたい。

先ほどから西川委員も、今議長もおっしゃっていただいたように、この間からいろいろと要望のあるお話、機能の問題であると思っておりますけれども、機能についてしっかりとコンパクトな中にいかに組み込んでいくか。また、現在予定をしている入札をした価格の中で、しっかりとそれを見てもらえるように努力をしてみたいというふうに思いますので、皆さん方、ご理解をいただきたいと思っております。

**川西委員長** ありがとうございます。ほかにございせんか。

副委員長。

**春木副委員長** 間違っはならないのは、自然公園法に従ってきちっとそれに沿うものをつくっていくんだと、これは皆の合意のもとで、今も進んでいると思っておりますね。これは間違いない。これだけのごみを燃やさなきゃならないとか、そういう問題ではない、逆に言えばね。だから、循環型社会をどうやってつくっていくかというのは、本委員会の基本的なスタンスですから、それとの兼ね合いで、いろんな絵が描ける問題でありますから、間違っても自然公園法をどうこうするんだとかね、そういう立場で我々は臨んでいるんじゃない。きちっと県の許可をされる立場の方々のご意見を十分尊重して、それに沿って最大限のものをつくっていくんだと。

こういうことで、市長も立場でおっしゃっていただいたと思うんですけれども、改めてちょっと私どももずっと今まで議論をさせてもらった中で、変な誤解を市民の方が持つということも困った問題ですので、そういう意味では速やかに県に対して許可を審査していただいて、こちらが申請したものに対しては速やかにご回答を欲しい、そういう意見書を出したわけですのでね。だから、その辺によって、速やかに裁決をもらわなきゃならないですけども、それに従って私たちもいろんな試算を持ち得ますので、それについて、つくる場所はあそこをつくるんだという、先ほど確認させていただいたように、そういう路線そのものは変わらないけれども、十分法を遵守して、それにふさわしいものをつくっていく。この点はもちろん変わらないことだということを、改めて確認をしておきたいというふうに思います。

いや、違うことをおっしゃったという意味ではないです。私としては、そういうことを改めて確認をしておきたいと。

川西委員長 よろしいですね。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

川西委員長 ないようでしたら、これで本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会は、これまでといたしたいと思います。ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。いかがですか。

(「なし」の声あり)

川西委員長 ないようでしたら、これで委員会を終わらせていただきたいと思います。長時間にわたりますて、本当に皆様のご意見をいただきましてありがとうございます。どうかひとつのご意見を真摯に受けとめて前向きに進みますよう、ご協力をよろしく申し上げます。本日は長時間ありがとうございます。お礼を申し上げます。

閉 会 午前10時28分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

新クリーンセンター建設事業特別委員会委員長

川 西 茂 一